別記第7号様式（第3条第3項関係）

養育医療給付却下通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

多古町長　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあつた母子保健法第20条第１項の規定による養育医療の給付について、次の理由により却下します。

理　由

　教示

　　１　この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると　　　　をすることができなくなります。）。

　　２　この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、多古町を被告として（訴訟において多古町を代表する者は多古町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する　　　　裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。